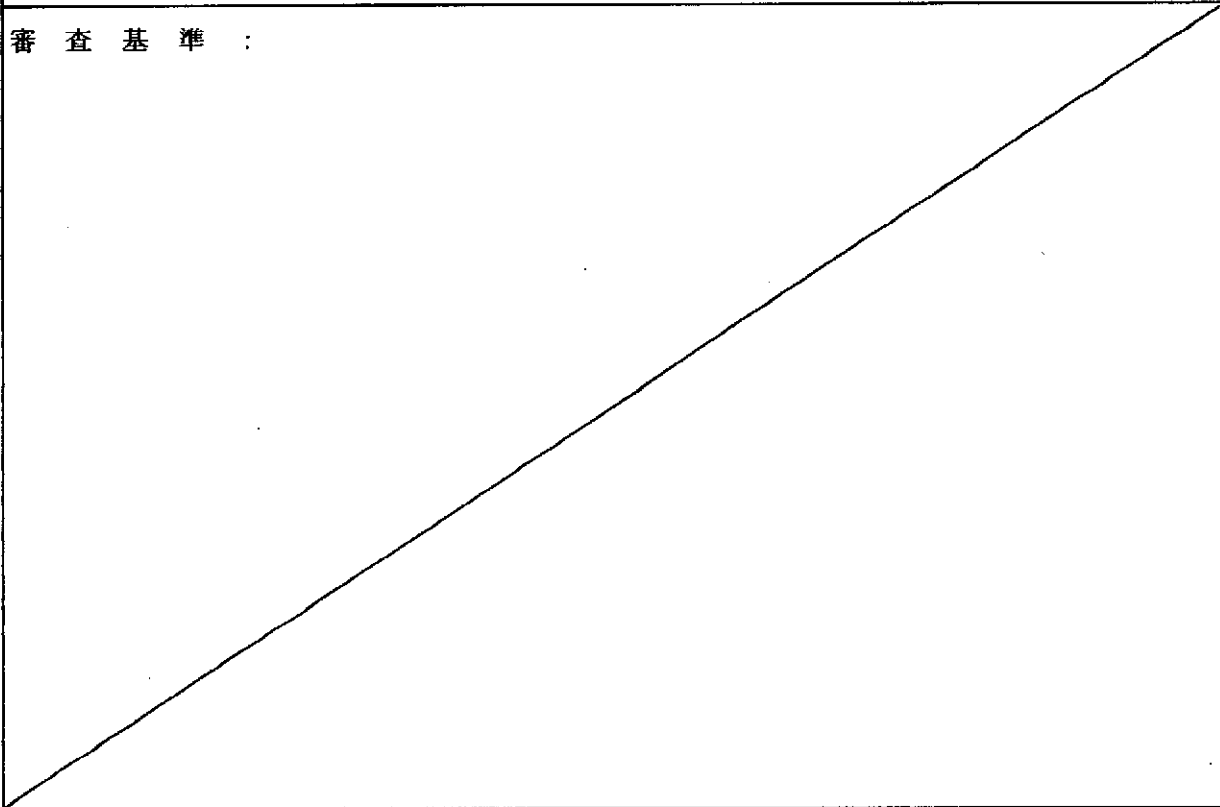


審 査 基 準

平成12年4月1日作成

法 令 名 : 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根 拠 条 項 : 第12条第3項
処 分 の 概 要 : 防犯登録を行う者の指定
原 権 者 (委 任 先) : 都道府県公安委員会
法 令 の 定 め : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審 査 基 準 : 
標 準 処 理 期 間 : 30日
申 請 先 : 申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口へ提出してください。
問 い 合 せ 先 : 警察本部生活安全企画課 風俗警備業係 (電話 018-863-1111 内3043)
備 考 :